

女子差別撤廃条約選択議定書の批准に向けた環境整備を求める 意見書

国連で 1979 年に、女子差別撤廃条例（以下「条約」）が採択されてから 40 年以上が経ち、日本が 1985 年に批准してから今年で 36 年になるが、性別による差別が撤廃されたとは言いがたい状況である。世界経済フォーラム 2020 年版世界ジェンダーギャップ指数における、日本の総合スコアは 0.652、順位は 153 カ国中 121 位（前は 149 カ国中 110 位）と世界最低のレベルにある。

2020 年 12 月に閣議決定された「第 5 次男女共同参画基本計画」では、「選択的夫婦別姓」の文言が削除され、「社会のあらゆる分野において、2020 年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも 30% 程度」とする目標は、最長 10 年先延ばしになるなど、全体として、ジェンダー平等から後退したものとなった。

昨今、新型コロナウイルス感染症禍で、ジェンダー不平等の社会構造が女性に厳しい負担をもたらすことが浮き彫りにされ、脆弱な立場に置かれやすい女性の視点に立った政策がなお一層強く求められている。

条約の実効性を高めるために女子差別撤廃条約選択議定書が 1999 年に採択され、条約締約国 189 カ国のうち 114 カ国が批准（2021 年 2 月現在）しているが、日本はまだ批准していない。

個人通報制度と調査制度を内容とする選択議定書を早急に批准することで、ジェンダーによる差別的な法制度を見直し、全ての人の人権が尊重されるジェンダー平等の社会を実現する法整備を進めていくべきである。

よって狛江市議会は政府等に対し、日本が男女平等社会を実現するためにも、また、人権先進国として国際社会で信頼されるためにも、我が国の司法制度や立法政策との関連での問題、個人通報を受け入れる実施体制等の課題を早急に解決されるよう、選択議定書の批准に向けた環境整備を強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和3年（2021年）6月16日

東京都狛江市議会
令和3年6月16日原案可決

内閣総理大臣
法務大臣
外務大臣
内閣官房長官様
内閣府特命担当
大臣（男女共同参画）
衆議院議長
参議院議長